

商業・サービス産業経営革新事業費補助金 Q & A

秋田県産業労働部商業貿易課

《応募対象者等について》

Q 1 応募企業1社（個人事業者一人）につき、複数の事業に応募してよいか。

A 応募企業1社（個人事業者一人）につき、1件のみの応募とさせていただきます。

Q 2 他の補助金との併用は可能か。

A 原則、同じ事業について、「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」等の国又は市町村の補助金や、県の他の補助金と併用することはできません。両方に採択された場合は、どちらかを辞退していただくことになります。また、本補助金における他枠との併用もできませんので、いずれか1つの枠を選択してください。

ただし、市町村の補助金において、本補助金との併用が認められている場合はこの限りではありません。併用する際は、必ず市町村及び秋田県産業労働部商業貿易課へ連絡するようにしてください。

Q 3 これから創業しようとする者も応募可能か。

A 当制度の補助対象事業者は、「県内において1年以上の事業実績があること」が要件ですので、これから創業しようとする方は応募できません。

Q 4 a社の親会社b社は大企業ではないが、b社が大企業c社の子会社であってみなし大企業に該当する場合、a社は応募可能か。

A 当制度では、大企業の子会社であるみなし大企業は、文字通り大企業と同等とみなすものであるため、みなし大企業の子会社もまたみなし大企業として取り扱います。設問に即していうと、b社は、大企業c社の子会社でみなし大企業であり、b社自体が大企業と同等と認められますので、その子会社のa社もみなし大企業となります。したがってa社は応募できません。

Q 5 子会社がある場合、従業員数には子会社の従業員も含めるか。

A 含めません。応募する事業者の従業員数のみを対象とします。

Q 6 パート・アルバイト・派遣社員は従業員に含まれるか。

A 以下の者を除き、従業員に含みます。

- ①日々雇い入れる者（ただし、1か月以上継続して雇う場合は従業員に含む）
- ②2か月以内の期間を定めて使用される者
- ③季節的業務に4か月以内の期間を定めて使用される者
- ④試の使用期間中の者（ただし、14日以内に限る）

Q7 製造業を行っている企業であるが、対象となるか。

A 当制度では、取組内容により補助対象の可否を判断します。製造業（日本標準産業分類上の業種）であっても、製造業以外の取組を行う場合には対象となります。

なお、製造業以外の取組を行う場合であっても、別表1に該当していないことが条件となります。

Q8 実施要領の別表1に示されている対象外業種の取扱いについて、①応募時に補助対象外業種に該当する事業を営んでいる者が、補助対象となる業種に進出しようとする場合、②応募時に補助対象業種に該当する事業を営んでいる者が、補助対象外となる業種に進出しようとする場合の取扱いはどうなるか。

A 当制度では、応募時において営んでいる事業とこれから新たに取り組む事業のいずれも実施要領の別表1に示されている補助対象外業種に該当しないことが要件です。したがって、①、②のいずれも対象外となります。

Q9 国・県などが出資している企業及び第三セクターは、補助対象事業者となるか。

A 補助対象事業者にはなりません。

当制度では、秋田県中小企業振興条例の理念に基づき、意欲を持って自社の競争力強化を図ろうとする県内中小企業が行う新たな取組に対して支援するものです。

国・県や地方自治体が出資している第三セクター等に関しては、公共性の高い事業等を行う目的で民間資金や民間能力等を活用することで設立されたものです。

当制度は、経営規模が小さくても頑張っており、今まで新しいことを始めるために踏み出せなかった事業者を後押しするものであるため、第三セクターなどについては、別の支援制度が望ましく、当制度の支援対象には馴染まないものと判断します。

Q10 女性の活躍推進等に資する認定及び表彰というのはどういったものが対象となるか。

A 対象事業者が自社の女性従業員の活躍推進等に資する取組をしており、その取組が国や県、市町村から認定又は表彰を受けているものを対象とします。

例) 国：えるぼし（女性活躍推進法）、くるみん（次世代育成支援対策推進法）

県：秋田県女性の活躍推進企業表彰、あきた女性活躍チャレンジ企業、子ども・子育て支援知事表彰、えるぼしチャレンジ 等

Q11 フランチャイズ展開をしようとする事業を行う場合は、対象事業者となるか。

A フランチャイザー（本部）又はフランチャイジー（加盟店）として事業を行う場合でも、対象事業者となりますが、単なるフランチャイズ展開のみの事業であれば、新商品・新サービスの開発・生産・販売や業態転換の取組と言えず、プレゼン審査での評価は低いものと考えられます。

Q12 新商品・新サービスの開発・生産・販売や業態転換の取組とは、どのようなものか。

A 次のようなものを想定しています。

①新商品・新サービスの開発・生産・販売とは、例えば小売業者が新たな自社オリジナル商品を開発・制作し販売することを言います。単にオリジナル商品のラインナップを増やすような取組は対象外となります。

②業態転換とは、例えば、店頭販売を行っている小売業者が、インターネットなどを活用した販売方法に転換するものなどとなります。

Q13 新分野進出とは、どのようなものか。

A 日本標準産業分類の小分類が変わるような取組が該当しますが、事前に連絡をいただき、該当するかどうかを判断させていただきます。

Q14 女性又は若者を代表とする社内ベンチャーとはどのような取組を指すのか。

A 本補助金で実施する取組を、女性又は若者を代表とする社内チームにより実施し人材育成を図るもので、具体的には次のようなものを想定しています。

- ・社内ベンチャーは2名以上で構成されること
- ・社内ベンチャーは役員又は従業員で構成されていること。ただし、代表取締役又はその配偶者が含まれないこと
- ・社内ベンチャーを代表する人物は、女性又は応募時において40歳未満の若者であること
- ・審査会では社内ベンチャーを代表する人物がプレゼンテーションを行うこと

《補助対象経費について》

Q15 新たな事業の実施に伴い、施設の改修や増築を行う場合は補助対象となるか。

A 当制度では、建物・施設・構築物などの新築・増築・改修等の費用はすべて補助対象外となります。

Q16 老朽化した機械装置の更新に係る設備投資は、補助対象となるか。

A 当制度は、新たな事業の実施に必要な経費を補助する制度であり、機械装置等の単純更新は補助対象外となります。また、単なる事業拡大のために導入する場合も対象外です。

Q17 常用雇用者の直接人件費は、補助対象となるか。

A 常用雇用者の直接人件費は、新たな取組による経費か、経常的経費かの判断が困難ですので、当制度では補助対象外となります。

Q18 機械装置等の県外事業所への導入は、補助対象となるか。

A 当制度は、「応募する事業に係る事業計画の主たる拠点が県内にあること」が要件であり、県内産業の活性化を図ることが目的であることから、県外事業所への設備投資は対象外となります。

Q19 講師謝金や専門家コンサルタント謝金は、どのような人が補助対象となるか。

- A 当制度でいう講師や専門家コンサルタントとは、技術支援等の専門知識を有する者に限るものとし、当該経費に関して、全体事業費の1/5の範囲内までを補助対象とします。
経営コンサルティングや企画運営コンサルティング等に関しては、当該事業の専門家には該当しません。

Q20 車両等は、補助対象となるか。

- A 事業の実施に必要不可欠で、かつ事業でのみ使用し、容易に転用できないことが確認できるものに限り、補助対象とします。例としては、買い物支援対策に取り組む事業で、移動販売、宅配事業等を行うなどです。事業以外への転用や個人的な利用等は一切禁止されます。また、無くても事業実施に支障をきたさないオプション・付属品（リヤカメラ、カーナビ等）、自賠責保険、自動車税等、車検等の検査・登録手数料、タイヤ交換代、オイル・ガソリン代、電気代、諸手続費用は補助対象外です。

Q21 拡販活動のための無料配布用サンプルは補助対象となるか。

- A 事業実施期間内に使用したものに限り、補助対象となります。
また、販売用等の商品と区別して保管し、受払簿をつける必要があります。

Q22 汎用性の高いものに係る経費は対象外とあるがどういったものか。

- A 当該事業のみならず、通常業務でも使用可能なものを想定しています。
例) 文具等の消耗品、パーソナルコンピュータ等の機械器具 など)
ただし、専ら当該事業で利用するパーソナルコンピュータ等は補助対象となります。

Q23 テレワークに対応するための機械器具等導入費は補助対象となるか。

- A 本事業は生産性向上等を目的とした機械器具等の導入に対し補助するものであるため、テレワーク対応が単に労働環境の改善のみを目的とする場合は補助対象外となります。

Q24 ソフトウェアの導入、ホームページやECサイト制作費用は、補助対象となるか。

- A いずれも補助対象となります。ただし、次のような費用については新商品・新サービスの開発・生産・販売や業態転換等を目的としていると言えず、審査の際評価が低いものと考えます。
例) 市販されている会計ソフト等のソフトウェア
単なる企業紹介や製品情報の発信等の広告機能に留まるホームページ など

Q25 補助事業実施期間後も発生する継続的な費用は、補助対象となるか。

- A 補助対象期間内に支払いが完了したものに限り補助対象となります。
例) 月額制クラウドサービス、ソフトウェアのライセンス料、機械器具等のリース契約など
年払い等で補助対象期間を超える利用契約を行う場合は、総額から月額を算出し、補助対象期間内の利用月数を掛けた金額を補助対象とします。

Q26 謝金は総事業費の1/5以内とあるが、事業期間が2ヶ年度にかかる場合、各々の事業費の1/5以内となるのか。

- A 補助対象期間（交付決定から12ヶ月以内）中の総事業費の1/5以内となり、2ヶ年度にかかる場合も、年度で区別しないものとします。
また、委託料や広告宣伝費も同様の扱いとします。

Q27 新規事業の営業活動等を行うための旅費は補助対象となるか。

- A 新規事業のための営業活動等であっても、補助対象外となります。
なお、専門家を依頼した場合の旅費やマーケティング調査等のための旅費は対象となります。

Q28 その他、補助対象外経費はどのようなものがあるか。

- A 次に掲げる経費は補助対象となりません。
- ・ 交付決定日より前に購入、設置、契約等をしたもの
 - ・ 飲食代
 - ・ 試作品以外の製品の原材料費
 - ・ 事務所経費、事務経費、その他経常的経費
 - ・ 消費税及び地方消費税等
 - ・ その他、事業実施に必要と認められないもの

《その他》

Q29 応募にあたり、注意すべき点は何か。

- A 応募事業者の事業計画について、支援機関から事業計画の妥当性の確認や助言等を行ってほしい、応募から事業完了まで伴走支援してもらうこととしています。
応募書には、支援機関が作成した「支援機関確認書」（様式第4号）を添付する必要があります。
なお、当制度での「支援機関」とは、県内に支店・営業所を持つ金融機関及び県内の商工団体とし、国が認定している「認定支援機関」とは異なりますのでご注意ください。

Q30 今回応募して、採択となった場合、いつから補助対象事業は開始できるか。

- A 補助対象となる事業の開始は、補助金交付決定後となりますが、募集以降のスケジュールは、概ね次のとおりです。

〔募集〕 4月22日（月）～ 5月31日（金）※最終日締切 午後5時必着

〔審査会〕 6月下旬

〔採 択〕 7月上旬

〔補助金交付申請・決定〕 7月中旬

したがって、補助対象となる事業の開始は7月下旬以降となります。

Q31 プレゼンテーション審査に外部の指導者や協力者等の関連事業者も同席可能か。

- A プレゼンテーション審査への参加は応募事業者のみとなりますので、関連事業者の方は同席できません。原則として説明者1名で出席してください。

女性又は応募時において40歳未満の若者を代表とする社内ベンチャーによって実施される取組である場合は、審査会で当該代表がプレゼンテーションを行うようにしてください。